

中丹ふるさとを守る活動に関する協定書（例）  
（見守り活動）

〇〇会社（以下「甲」という。）、〇〇市（以下「乙」という。）及び京都府中丹広域振興局（以下「丙」という。）は、中丹ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成23年〇月〇日施行）に基づき甲が行う見守り活動の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、甲、乙及び丙が積極的に協力し、見守り活動を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、〇〇市のうち甲が日常的に業務を行う地域とする。

2 前項に規定する日常的に業務を行う地域については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（甲の責務）

第3条 甲は、その社員等に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるよう努めるものとする。

2 甲は、見守り活動を実施するに当たり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとし、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知した場合、速やかに乙に連絡又は通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

3 見守り活動は、良心に基づき誠実に行うものとし、その経費は甲の負担とする。

（乙の責務）

第4条 乙は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑に連絡等に対応する体制の整備を行うものとする。

2 乙は、甲から前条第2項の連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況は甲に連絡するものとする。

3 乙は、本協定の趣旨を広報するなど、甲の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（丙の責務）

第5条 丙は、甲及び乙の活動が円滑に進むよう協議調整を行うとともに、ホームページ等においてこの協定の内容等の情報発信を行うなど必要な支援を行うものとする。

る。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住所)  
(会社名)  
(役職)  
氏名

乙 ○○市  
市長名

丙 京都府  
京都府中丹広域振興局長名

中丹ふるさとを守る活動に関する覚書（例）  
（見守り活動）

〇〇会社（以下「甲」という。）及び〇〇市（以下「乙」という。）は、甲が行う見守り活動の実施に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、「ふるさとを守る活動に関する協定書」（平成 年 月 日締結以下「協定書」という。）に基づき実施する見守り活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動の対象地域）

第2条 見守り対象地域は以下のとおりとする。

（通報）

第3条 甲の業務担当者が業務中、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変等を察知した場合、救急や警察に通報する等緊急時を除き〇〇会社支所へ連絡するものとする。

2 〇〇会社支所の通報責任者は、地域見守り活動連絡票（別紙様式。以下「連絡票」という。）により、電話等で乙の通報窓口へ通報するものとする。

3 前項の通報を行った時、〇〇会社支所の通報責任者は速やかに連絡票を乙の通報窓口へ送付・ファックスするものとする。

（通報の受付及び対応）

第4条 乙の通報窓口及び〇〇会社支所の通報責任者は別紙のとおりとする。

2 乙の通報窓口は、前条の通報を受けたときは、本覚書に従い必要な対応を行うとともに、その対応を記録するものとする。

3 甲及び乙は、通報責任者、通報窓口及び対象地域等が変更になったときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

（対応状況の連絡）

第5条 乙は、第3条第2項の通報を受けたときは、その対応状況について〇〇会社責任者へ連絡するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、協定書の有効期間と同じとする。

(その他)

第7条 本覚書の履行に必要な事項であつて、本覚書に定めのないもの及び本覚書の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書を証するため、本書面を2通作成し、甲、乙が当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 ○○会社 ○○支所 支所長○○ ○○

乙 ○ ○市 福祉課 課長○○ ○○